

公共工事等に係る入札結果等の公表要領の一部を改正する要領

第1条に次の各号を加える。

- (1) 入札に付した全ての工事及び建設関連業務委託
- (2) 入札の結果、落札者がなく随意契約に付したもの

第2条に次の各号を加える。

- (1) 件名
- (2) 工事等の概要
- (3) 入札日
- (4) 予定価格
- (5) 入札参加者名
- (6) 入札経過(落札者決定時の入札における全ての入札参加者名及び入札金額)
- (7) 入札結果(落札者名及び落札金額)
- (8) 契約金額
- (9) 契約期間

第3条の表を次のように改める。

公表する事項	公表の時期	公表期間
第2条に規定する事項	契約締結後 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の対象となる建設工事等については、議会の議決後	当該公表をした日の翌日から起算して1年間が経過する日まで。ただし、第2条第1号から第4号については、事前公表をすることができる。

第4条中「契約担当課による閲覧」を「村ホームページへの掲載」に改める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。